

東京都公報

発行  
東京都

目次

告示

○建築基準法による一団地の区域の認定取消し………

…（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）…

○建築基準法による一定の一団の土地の区域………（同）…

公告

○管理処分計画の変更………

…（都市整備局市街地整備部再開発課）…

○開発行為に関する工事完了………

…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…

告示

●東京都告示第七十六号

平成二十九年東京都告示第八百二十四号により告示した一団地等の区域について、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年八月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年

月日

認定を取り消した区域の地名地番

取消年月日

清瀬市松山三丁目千八百一及び同番 令和二年七月三  
三百五の各一部、同番三百六十三、千 十日  
六十三番二の一部並びに同番四

●東京都告示第七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条

第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和二年八月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

清瀬市松山三丁目千八百一、同番 令和二年七月三  
三百五及び千六百十三番二の各一部並 十日  
びに同番四

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課（小平市花

小金井一丁目六番二十号）

公告

管理処分計画の変更について

東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業  
の管理処分計画を変更したので、都市再開発法（昭和四十  
四年法律第三十八号）第一百八条の十において準用する同  
法第八十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和二年八月十九日

東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再  
開発事業

施行者 東京都

東京都知事 小池百合子

一 第二種市街地再開発事業の名称 東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地

四 管理処分計画に係る施行地区に含まれる地域の名称 中野区中野一丁目二番五号  
東京都第二市街地整備事務所  
港区高輪二丁目の一部

五 管理処分計画の認可を受けた年月日 令和元年十二月二十六日

六 管理処分計画について 令和二年八月七日

都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第  
二百三十二号）第四十六  
条の二第五号に掲げる軽  
微な変更をした年月日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一  
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、  
完了した。

令和二年八月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
住所及び氏名

東村山市恩多町三丁目三十四 立川市錦町二丁目四番三号

番一並びに同番二及び同番三  
の各一部、同番四並びに同番  
五（第一工区）  
株式会社ライズウエル  
代表取締役 渡邊 裕  
東久留米市幸町二丁目八百六  
十八番一  
西東京市芝久保町四丁目二  
十六番三号  
株式会社東栄住宅  
代表取締役 佐藤 千尋

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 ○三(五三二)一一一一(代)  
郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
三〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 ○三(三八一)五二〇一(代)  
郵便番号  
113-0001

